

## 議案第 25 号

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市市税条例（平成 18 年北名古屋市条例第 56 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

## 北名古屋州市税条例の一部を改正する条例

北名古屋州市税条例（平成18年北名古屋州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については」を「」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の北名古屋市市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の北名古屋市市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。